

件名	「山梨県立北病院が保有している審査請求人のメールアドレス」の不開示決定の件		
開示請求年月日	令和4年2月21日	実施機関の決定年月日	令和4年3月22日
実施機関（担当課）	地方独立行政法人県立病院機構（県立北病院）	決定内容	不開示決定
特定した保有個人情報	審査請求人以外の患者が北病院に送信したメールに掲載されている審査請求人のメールアドレス及びそれをもとに転記、若しくはその他の理由で北病院が保有している審査請求人のメールアドレス		
不開示部分（争いになった部分のみ）		不開示理由	
全て		文書不存在	
審査請求年月日	令和4年5月24日	諮問年月日	令和4年7月28日
答申年月日	令和4年12月20日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした「山梨県立北病院が保有している審査請求人のメールアドレス」を保有していないとする実施機関の主張に誤りはないか。		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論 地方独立行政法人山梨県立病院機構が令和4年3月22日付け北病第3-25号で審査請求人に対して行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断の理由 (1) 保有個人情報の特定について 審査請求人は、令和4年1月27日付けで「特定のデイケア通所者から転送されたことで県立北病院が取得し保有した審査請求人のメールアドレス」について開示を求めたところ、実施機関から不開示処分を受けている。加えて、審査請求人は、引き続き当該不開示処分に対し不服を申し立てるのではなく、令和4年3月22日付けで「山梨県立北病院が保有している審査請求者のメールアドレス」として請求内容を変え、新たに開示を求めた。審査請求人が開示を求める保有個人情報は、令和4年1月27日付けでの開示請求と関係なく、北病院が保有している審査請求人のメールアドレス全般とした、実施機関の特定は妥当である。</p> <p>(2) 保有個人情報の有無について 当審議会の事務局職員をして、本件対象保有個人情報の有無について実施機関に対し、本件対象保有個人情報の有無について、現地において改めて詳細な説明を求めるとともに、実施機関が特定した行政文書を見分したところ、本件対象保有個人情報を確認することができなかった。また、本件対象保有個人情報を作成及び保有していないとする実施機関の説明には特段、不自然な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。また、審査請求人からの請求が、具体的な行政文書を明示していない以上、実施機関が行政文書の範囲を限定して探索したことはやむを得ず、その探索の範囲、方法にも不十分な点は認められなかった。</p> <p>したがって、実施機関において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>(3) 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件開示請求における本件対象保有個人情報は、実施機関において保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示決定とした実施機関の処分は、妥当であると判断する。</p>		